

(別 紙)

機能性表示食品制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書（案）

機能性表示食品は、安全性や機能性に関して国の審査がなく、事業者が自主的に安全性と機能性を届け出る食品である。これに対し特定保健用食品（トクホ）は、安全性や機能性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可している。

機能性表示食品制度は 2013 年 6 月、当時の安倍政権がアベノミクスの柱の一つである「規制緩和による成長戦略」として「健康食品の機能性表示を解禁する」方針を示したことを受け、2015 年 4 月に導入された。

この度、小林製薬が製造した紅麹原料を使ったサプリメント「紅麹コレステヘルプ」を摂取した結果、腎疾患を発症するなどして、これまでに 5 名の死亡が確認され、全国で健康被害の訴えが相次いでいる。

本年 4 月に消費者庁が機能性表示食品を緊急点検した結果、11 社、18 食品で延べ 117 件の健康被害の報告を医療従事者から受けていたと発表している。そもそも制度の始まりが業界と官邸の強い意向による規制緩和だったことを企業側も指摘している。

この問題を受け、政府は 5 月 31 日の関係閣僚会合で対応方針を取りまとめた。機能性表示食品の届け出事業者に対して、医師が診断した健康被害と疑われる情報を集め、因果関係が不明でもすぐに国に報告すること、サプリメントを加工する工場では安全で質の高い製品を作るための「適正製造規範（GMP）」に基づいた製造管理をすることを、食品表示法に基づく内閣府令の「食品表示基準」で定めることとされ、GMP を守れているか消費者庁が必要な体制を整備して立ち入り検査を行うこと、新たな機能性関与成分を届け出る時に安全性や機能性について専門家の意見を聞く仕組みを導入すること、などが今後の取り組みとしてまとめられた。

健康被害が起きた後の情報を早くつかんで対策を強化することは盛り込まれたが、専門家の意見を聞く仕組みは論文上の審査であり、臨床試験もなく、効果の有無、副作用の有無を無視していると言わざるをえない。健康や命を守る制度としては極めて不十分である。

よって、国においては、食の安全は健康・命に直結する問題であることから、機能性表示食品制度については、制度導入過程の検証を行い、制度の廃止も視野に入れた抜本的な見直しを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全)		